

# 令和7年度小見小学校いじめ防止基本方針

(小51) 富山市立小見小学校

目 次

<b>1 小見小学校いじめ防止基本方針について</b>	· · · · ·	1
(1) 目的	· · · · ·	1
(2) 基本理念	· · · · ·	1
<b>2 本校のいじめの実態と課題について</b>	· · · · ·	1
(1) 本校の実態	· · · · ·	1
(2) 本校の課題	· · · · ·	1
<b>3 いじめ問題への対応について</b>	· · · · ·	1
(1) いじめの防止のための取組	· · · · ·	1
(2) いじめの早期発見のための取組	· · · · ·	2
(3) いじめが起きたときの対応	· · · · ·	3
<b>4 重大事態への対処について</b>	· · · · ·	9
(1) 重大事態とは	· · · · ·	9
(2) 重大事態の対応についての留意事項	· · · · ·	9

# いじめ防止基本方針

## 1 小見小学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。富山市立小見小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「小見小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うことが必要です。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切です。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・認知件数は0件である。（令和6年度）

本校は、毎月なかよしアンケートをし、定期的に面談を実施している。そのことが児童にとって困っていることを安心して相談できる雰囲気づくりにつながり、このような認知件数となっている。

### (2) 本校の課題

- ・本校は、全校活動を多く取り入れている。縦のつながりの中で、相手の特徴をからかったり、悪ふざけのつもりでちょっかいを出したりすることで、その行為を受けた児童が不快な思いを訴える事があった。また、鬼ごっこやゲーム形式の遊びで気分が昂揚すると、相手の気持ちを考えない言動や相手を煽るような言動をする児童の姿も見られる。このようなことから、いじめにつながる危険性があることを考慮しておく必要がある。

### 3 いじめ問題への対応について

#### (1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実したり、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・子供がいじめの問題について学び、子供自らがいじめの防止を訴えるような取組（教育相談・定期的な生徒指導委員会の実施）を推進します。
- ・学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・児童生徒に対して、傍観者とならず、身近な大人や先生への報告をはじめとする、いじめをやめさせるための行動の大切さを理解させるよう努めます。
- ・いじめを受けている児童生徒が自尊感情を失うことがないよう、「いじめを受けている人が悪いのではない。助けを求めるることは恥ずかしいことではない。」というメッセージを送り続け、学校が守る姿勢を示します。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 P 7 【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

#### (2) いじめの早期発見のための取組

- ・教職員は、いじめの捉え方について共通理解を図り、些細な事案であっても、管理職・担任・生徒指導主事等への報告・連絡・相談します。いじめを組織として把握し、児童の見守りや児童への指導を行っていきます。
- ・休み時間や放課後等の子供との日常のやりとり、個人面談等を通して、アン

テナを高くして子供たちを見守ります。

- ・いじめられている児童生徒にとって、他者へ相談すること自体が多大な勇気がいるとともに、即時に対応しないと訴えを出さなくなってしまうことを教職員が理解した上で、相談に対しては、必ず教職員が直ちに管理職に報告し、組織で対応することを徹底します。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるよう体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努めます。

### (3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「生徒指導委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。  
※参照①P 4 【表1 校内いじめ対策委員会】  
②P 5 【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】  
③P 6 【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、いじめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・犯罪行為を伴うもの等、学校や市教育委員会で解決が困難な場合には、所轄警察署と相談をして対応します。
- ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
  - ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなどし、いじめられた子供の安全を確保します。
  - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導するなどで、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けられるようにします。
  - ウ 状況に応じて心理や福祉等の専門家、教員経験者、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、取組ます。

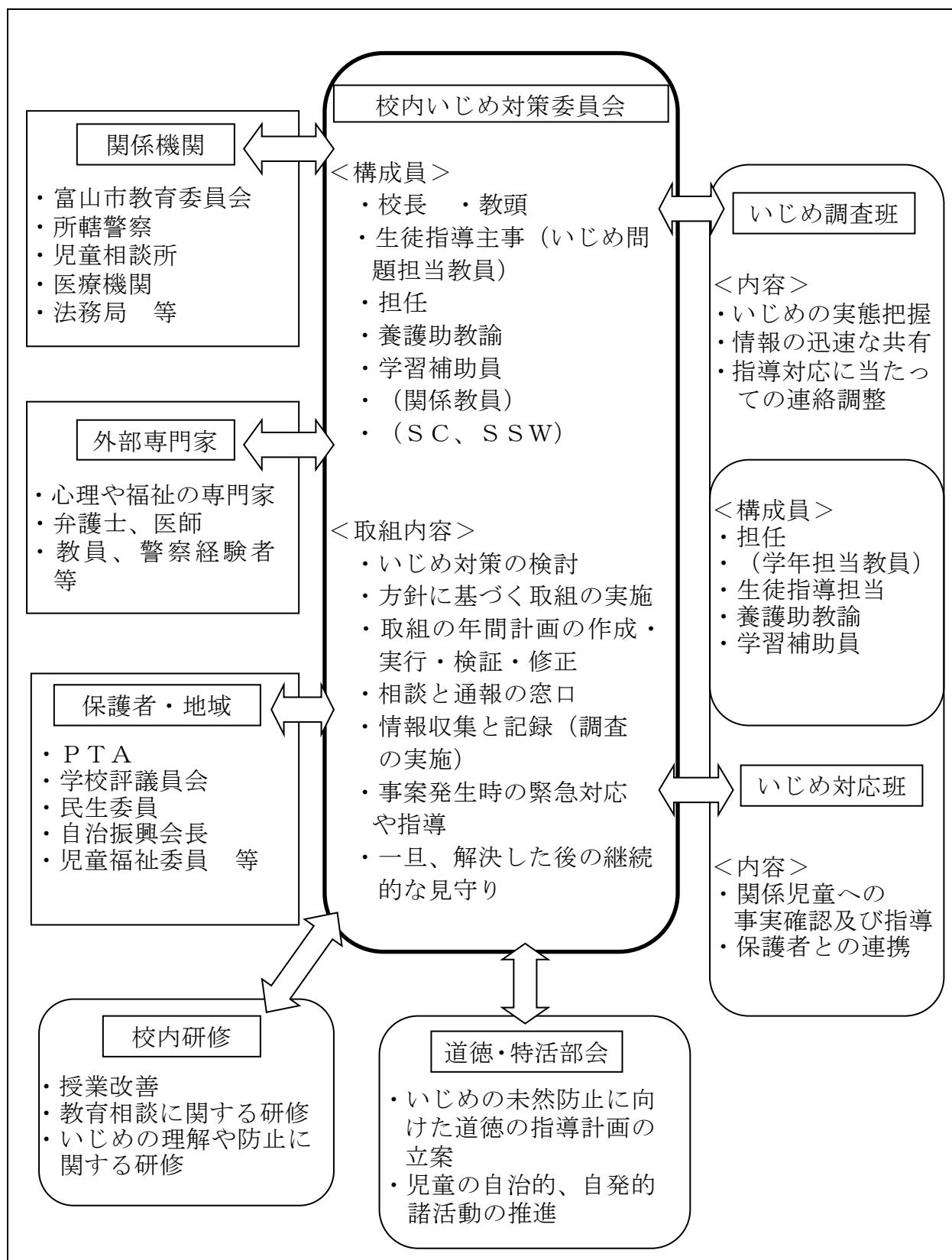
- ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
  - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、警察官経験者等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
  - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行います。
  - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす犯罪行為にあたる可能性があることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
  - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のプライバシーには十分に留意した対応を行います。
  - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すこと目的に行います。
- ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題としてとらえさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
- ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
- ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

【表1 校内いじめ対策委員会】

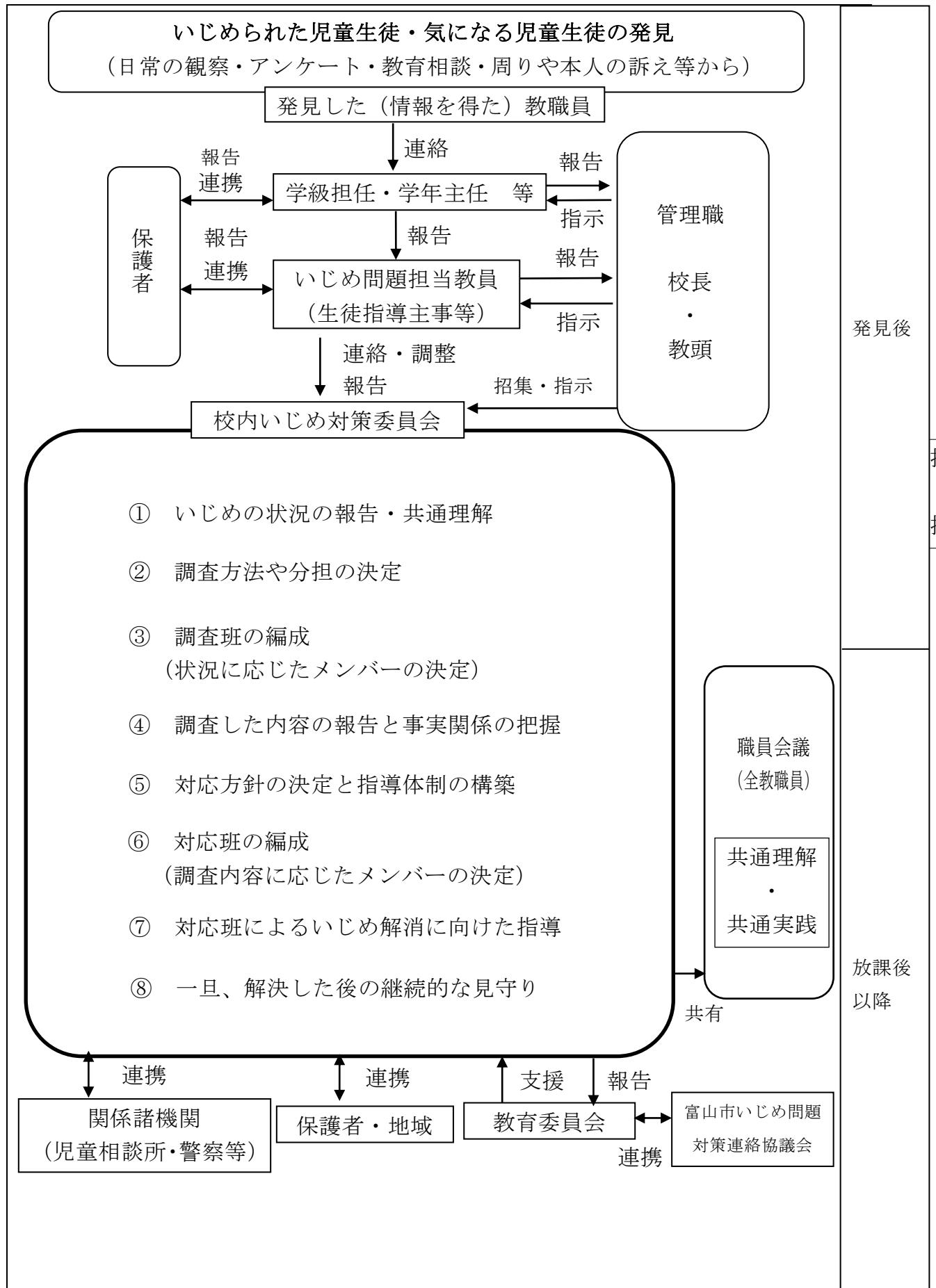
役 職	氏 名	分担 1	分担 2	備 考
校長	田中 則人	総 括		
教頭	中邑 美里	総 務		
生徒指導主事	朝倉 寛	調査班		
担任	高田 瞳 中川 誠也	調査班	対応班	
学習補助員	島田 真由美	調査班	対応班	
養護助教諭	出口 智菜	調査班		

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

(法第22条に基づく組織 <必置>)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">職員会議</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</div>					
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">生徒指導委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解</div>					
		PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発			いじめ問題に関する職員研修会①		
未然防止への取組	いじめ実態把握調査		学級・学年づくり 人間関係づくり (宿泊学習)				
				児童会や縦割り班活動による未然防止に向けた自治活動			
早期発見への取組				(第1回) 学校評価 アンケート			
		教育相談週間					
						<u>※毎月1日になかよし アンケートを行う。</u>	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">事案発生時、緊急生徒指導委員会の実施</div>				<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">生徒指導委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し</div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">いじめ問題に関する職員研修会②</div>					
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (運動会・連合音楽会 学習発表会等)		児童会や生徒会による 「人権週間」への取組			道徳・特別活動 計画へ生かす	
早期発見への取組		(第2回) 学校評価 アンケート				教育相談週間	
		教育相談週間					

## 4 重大事態への対応について

### (1) 重大事態とは

- ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
- ② 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

- ①の例
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合 等
- ②の例
- ・年間30日以上の欠席を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席をしている場合は、この目安にかかわらず迅速に調査に着手する。

※「児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる」  
(国の方針より)

### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援のもと、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・調査の実施は被害児童生徒・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
- ・被害児童生徒、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
- ・加害児童生徒からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保します。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配付や緊急保護者会の開催を行います。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。
- ・調査の進捗状況について、被害児童生徒及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公

共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。